神戸地方裁判所委員会(第9回)議事概要

1. 日時

平成18年6月20日(火)13:30~17:00

2. 場所

神戸地方裁判所第1会議室等

3. 出席者

(委員)

池田志朗,勝沼直子,柴田和重,芹田健太郎,田中祥子,田中秀雄,田畑勝茂,山田信二,西畑彰夫,林醇,的場純男,村上和子(五十音順,敬称略)

(庶務)

舟橋信夫,本郷忠彦,和田 勉,西山 実,吉田 進,中辻 守,藤井 徹

- 4. 議事(◎は委員長, ○は委員の発言)
- 4.1. 裁判員制度広報用映画「評議」の上映
- 4.2. 「評議」の視聴及び前回委員会での模擬評議体験についての感想
- ◎ 先ほど、「評議」というビデオを見ていただき、前回委員会で模擬評議体験をしていただいたので、裁判員がどのような役割を果たしていくかということについて、多少御理解いただけたのではないかと思う。「評議」と前回委員会での模擬評議体験とを比べて、どのような印象をお持ちになったのか、また評議の進め方などについて御意見を伺いたい。
- 裁判員の本音としては、1日目がもっと正直かかわることの怖さみたいなものを感じるのではないかと思う。前回、模擬裁判を体験し、今日の「評議」でも、裁判官を含めて全員の意見がまとまったが、まとまらずに自分が仮に少数派に入ったら、自分の考え方が少し違っているのではないかとか、そういう不安もあるのではないかと思う。
- ◎ 「評議」では、比較的早い段階で結論が出そうになってもなお、対立している意見の 更なる一致を見るために、どんどん議論をしていきましょうという形でやっていたが、こ のような進め方はどうか。
- いいと思う。裁判に全く関係ない人が裁判員になるわけだから、裁判官が皆の気持ちをくみ取りながら、その辺のところを十分に察して、そして焦らずにゆっくりじっくり考えましょうという進め方、そして意見を変えてもいいという部分も楽なのかなという気がする。裁判にかかわった結果、良かったなというふうに終わりたいものである。

- 「評議」で、裁判長が「評議は乗り降り自由」と表現していたが、実際に裁判官の合議でも、まず主任裁判官が意見を出す、それに対して右陪席あるいは裁判長が疑問を提議する、相手の立場も考え、あるいは相手の立場になって考えていく、自分の考え方をチェックしてみるということをやっている。心ゆくまで議論をして、最終的には裁判長が降りたり、あるいは主任が降りることもあり、大体一致することが多い。「評議」の流れは実際の裁判官の合議に近いという感じがした。
- 「評議」は9人のチームワークが非常によかったと思う。また、裁判官が自分の意見 を最初に言わないで、ずっと裁判員の話を聞いて、最後にまとめて決めるように持ってい ったことが非常によかった。また、乗り降りが自由ということもいいことだと思う。
- ◎ 前回委員会での模擬裁判の経験を踏まえた御意見を伺いたい。
- 前回の模擬評議では実証的な面が不足していた。例えばどんな服を着てたのかとか、何かもうちょっと証拠があればいいと感じた。「評議」では、被告人のふだんの性格など、何かもう少しあってもいいのかなと思った。また、証拠について、基本的にどういうことの判断材料にすればいいのかを最初に教えてもらえたら、考えやすいのではないか。また、「評議」は、広報ビデオだからあんなにうまく行ったのではないか。常識的な人ばかり集まるとも限らないし、実際とは違うのではないかなという感じがした。また、裁判官があの程度しか出られないのか、きれいにまとまったからなのか、もっともめたときはどんな出方になるのか、その辺に興味を持った。
- 少なくとも 6, 7割の人は嫌だと思っているわけだから、やっぱり何か問題点がある 方がいいのではないか、あんなにきれいにいくわけがないという感じがした。また、もの すごく主張の強い人がいたらどうするのかということもあると思う。
- ◎ そういうことになれば、もう少し裁判官がリードするのではないかと思う。
- そうすると、最後はやはり裁判官が考えている方向に収まっていくのではないかと思う。
- ◎ 必ずしもそうではないと思うが、やはり議論が逸脱して場外乱闘にならないような工夫は必要で、その限度で裁判官がリードする面があると思う。また、「評議」程度の議論であれば、存分に裁判員に意見を言ってもらった方が議論が深まるし、納得もできるような結論になるのかなと思う。前回の模擬裁判では、もっと実証的な細かい事実をきちっと立証すべきじゃないかという御意見があり、その点は、私も同感である。どんな色の洋服を着てたのかも出てないし、あるいはドアを開いて出てきて入れ替わって刺されているは

ずなのに、その間の経路が全然わからないというようなこともあった。

- 検察と弁護と、その証拠に対してどんな意見が出ているのかとかというのもほとんど なかった。
- ◎ 確かに、相手の言うことは信じられないとか、そういう場面での議論が多かったような気はした。検察官としてもどのように立証するのかは結構難しいのだろうと思う。
- 前回の模擬裁判は見てないが、「評議」は話の内容が非常にシンプルで、殺意について、いわゆる未必の故意か確定的故意か、あえてよく問題になりやすいパターンを題材として選び、まず感情論から入って、目を見て話をしているとか、外形的なところから感情的にどう受け取るかに移っていって、では、証拠を見ましょうという裁判長の交通整理があって、証拠をどう評価していくかに集中していったが、モデルケースとしてわかりやすいものだと思う。

ところが、実際には、被告人は単純な者ばかりではなく、複雑な弁解をする人が多い。 そういう場合に裁判長がどのように整理していくのか、非常に難しい場面が出てくるので はないかと思う。いわば知的な交通整理が要求されて、本当に裁判官自身の力量が問われ る場面がかなり出てくるのではないか。また、検察官としても、短い時間でどう立証して いくか、複雑な事案の場合にモデルケースをどうアレンジしていくかという問題があり、 いろいろと試行しているが、基本練習をやって応用編を考えていく必要がある。

- 「評議」は、日弁連や法務省が作成した中で一番よくできていると思うが、このような理想的な形にはならないだろうと思う。ただ、裁判所では当然のことと思われている「乗り降り自由」、つまり、一回意見を出したからといって、それに固執しないでいいんだということを強調されたのが非常によかった。それが浸透していくというのは非常に重要なことだと思う。
- ◎ 難しい事件で裁判員の議論がもつれると、裁判長の力量が非常に問われてくるのはもう間違いないことだと思う。弁護人も検察官も、十分に主張、立証を理解してもらうために、当庁では2か月に1回、手続を考えるための模擬裁判を実施しており、その中で、できるだけいろんなことをやってみたいと思っている。また、裁判員役についても様々な人に参加してもらいたいと思っている。
- 「評議」では、1日目で、「では、今日はもうこの辺で」と終わっていたが、実際、 3日間でどれぐらい時間をかけているのか。
- ◎ 1日目は、まず裁判員候補者となる人に来てもらい、午前中いっぱいは選任手続をや

ることになるのではないか。午後から法廷に入って、起訴状朗読をして、認否と双方の冒頭陳述ぐらいをやって、その日の審理は終わりになると思う。また、「評議」は、多くの事件は3日ぐらいで終わるだろうという標準的な設定で作られており、7割ぐらいの事件は3日間で終わるのではないかと思う。

- そうすると、通常は、朝9時ぐらいから夕方5時ぐらいまで、ほぼ1日中となるから、なかなか眠れないとか疲れたというのは本音だろう。また、初めは自分の意見を持っていても、何となくまわりの意見に同調するような形になって、自分の1票を入れることによって、結果的に刑が重くなったとしたら、後で何か後悔するのではないかなという印象を持った。
- 事件が頭の中にしみ込むためには、やはり3日ぐらいかかると思う。むしろそこは時間を詰めて、2日とか短くした方がいいのか、ちょっとぐらい時間はかかってもいいから、十分そしゃくしながら進めた方がいいのか、裁判員になる立場の人からは、どちらがいいのだろうか。
- 時間をかけたいと思うけども、本音でかかわりたくないという人からすれば、1日でも早く終わりたいというのが本音だろう。できることなら3日よりも2日、2日よりも1日と。でも、1日では正直十分とは思わない。
- 教育現場からの観点から見たが、1つは裁判員になりたくないという理由として、不安があるというのが非常に多いということが頭に残っている。資料のQ&A、Q13のAの一番下に、「行為を裁くといった方が適切だと、すなわち人を裁くのではなくて行為を裁くのが適切だという、そういう心持ちで裁判員になってください。」と不安を解消するための答えが書かれているのかなというように理解したけれども、「評議」では、行為を裁くのではなくて人を裁いているという印象を強く持った。懲役刑に処するのか執行猶予をつけるかという点で、婚約者の人の「引き続き愛しているから生活していきたいんだ。」という二人の若さ、情熱なり愛情にこたえる、更生ということで判決が考えられている。いわゆる人を見ているのではないのかと感じた。

行為そのものであれば、尺度が1本あって、こういうことをやったんだから類似例に従って判断すればそれほど難しくはないという気もする。しかし、一定の過去の事案に基づく、いわゆる統計的なところで裁けないというところが、まさに裁判の難しさであり、裁判員になったときの不安ではないかという気がする。

学校では、様々な生徒がいろいろなルール違反をする。そういった場合にある一定の指

導を行うが、学校の場合は非常に教育的で、やった行為によってすぐに処置をするということにはならないが、裁判の場合、特に刑事裁判の場合は、やはり社会的秩序を守るという観点もかなり強いものがあり、必ずしも更生といったものでもない部分も重要ではないかという気がするので、「評議」を見て、その人の持って生まれた過去とか、環境、状況なども勘案することになるのであれば、非常に難しいという印象を受けた。

○ いい御指摘だと思う。最後の結末、執行猶予になる導因というのが、やはり二人を信じよう、あるいは彼を婚約者のもとに返そうということだが、裁判官の立場ではそういう考えをとっていない。まず被害者の立場ややった行為についての社会的な批判といったものを考えてみる。そして、最終的に、彼女との関係がどうなるかといったことも考えないわけではないが、それによって執行猶予にするということは多分やっていない。そこに裁判官としては違和感を覚えている。

ただ、司法制度改革でなぜ裁判員裁判を入れることになったのかというと、現在の裁判に対する不満というのが一定程度あって、それを踏まえた上で、裁判員との評議の中でどういった形になっていくのか、それも裁判員裁判をやる意義の一つなんだろうと思う。だから、「評議」を見た人が一体どちらに流れていくのかというところも今後を占う一つ材料にはなると思う。

それと、人を裁くのか行為を裁くのか。これはまた難しいところがあるが、基本的に、現在の刑事の裁判官が考えているのは、もちろん基本的には行為だが、裸の行為というのはやっぱりないわけで、やはり最終的には一定の具体的な人に対して刑罰を言い渡すから、いわば、行為責任の範囲で、その人のこれまでの生き方、行く末を考えて、同じことをやっても、やった人に応じて少しずつ刑は変わらざるを得ないと思う。同じことをやっても、同じような前科のある人と、前科も何もない人とでは違わざるを得ないが、「評議」にあるように、二人の将来を信じましょうということでやるほどではないと思う。つまり、刑事裁判は更生を考えるけれども、まず基本的には、やった行為についての応報というか制裁というか、そういった要素がある程度あるんだろうという気がする。

「評議」を御覧になって、委員の方々はどのように感じられたのか、なるほどと思われ たのか、違和感を感じられたのか伺いたい。

○ ただ証拠に基づいて、その行為だけを裁くということであれば、裁判員制度は要らないというような感じがする。例えば麻原彰晃なんて、何でこんな長いことやっているのかというふうな感じというのは、証拠の問題もあるのかもしれないが、何かやっぱり感情的

なもの,世間的な考え方みたいなものが意見として出てくることが裁判員制度の一つの特徴なのかなと思う。

○ 「評議」では、裁判官はエリートの方が多いので、人間の機微もややもするとわからず、苦労もしていない方たちが、裁判員には自分の人生の中でいろいろな体験や苦労と、悔しいとかいろいろな思いをされている方が配置されてたと思う。その人の言葉の中から、気がつかなかった視点での発言も多かったと思う。裁判官は最後まで自分の意見を言わなかったけれども、最初の意見は頭の中にはあると思う。でも、「皆さんの意見を聞いているうちに変わってくる。」だとか、「そういう考え方もあるんだな。」とか人間の膨らみを持って判断するから、みんなの意見を聞く、素人の意見を出していくということは非常にいいことだと感じた。また、裁判は法の下で裁いてはいくけれども、裁判の必要性というのは非常に重い刑とか確かな刑を言い渡す以外に、人間を生かしていくという目的のあると思う。従って、裁判員になった人の嫌だなと思う気の重さもあるけれども、違った議論を頭の中に入れ、ふるいにかけて、自分の意見も言った結果出された結論であれば納得できるのではないかと思う。

「評議」はシンプルな進め方だったとか、本番はそのようにはならないとかと、それは そのとおりだろうが、裁判員制度のキャンペーン用としては、非常に気持ち穏やかに見る ことのできるビデオだったと思う。

○ これまでのいろんなビデオでは、裁く側の話ばっかり出てきているように思う。刑事 裁判というのは、犯罪を犯した人が、「そうか、おれは悪かったのか。」と、思っていっ て、最後に悪かったと思ってもらえたら成功なのではないか。

応報刑とか教育刑だとかというようなことも、恐らく国民の中にも両方あるわけだから、 構成員によって変わってくるだろうと思うが、被告人の側の変化を求める裁判というのを もう少し強調してもいいのではないのかなと思う。

○ 合議や評議というのは、原則は多数決で決められるものと思っていたが、「評議」のような形になると、進め方によっては付和雷同になり、ちょっと怖いなという感じがする。次に作成するビデオは、裁判官だけの場合と裁判員がいる場合とで、進行がどう違うのかということも比べればどうか。前回委員会での模擬評議でも、裁判官の意見は少し厳しい判断だったが、市民が入ると執行猶予を付けたい、かわいそうだということがあって変わってくるのではないかと思う。そうすると、検察側や被害者が納得しないので控訴が増えるのではないかと思う。

◎ 甘くなるのか厳しくなるのかよくわからないが、振幅が大きくなるような気がする。 非常に同情すべきだと執行猶予になる場合もあるだろうし、今の風潮などからすると、逆 に非常に刑が重くなる場合が多くなるのではないかと思う。そうなると、おのずと控訴が 増えるかもしれない。また、控訴審が裁判員制度のもとで出した結論をどれぐらい変更で きるのかという問題がある。どんどん変更してしまうと、何のための裁判員制度だという ことになりかねない。手続的な誤りを指摘して変更する、あるいはその後で慰謝のために 努力したという理由で少し量刑を変えるということであれば問題はないだろうが、一審と 同じ状態で、同じ証拠資料に基づいて、大きく変えることはできにくくなるのではないか と思う。

4.3. 法廷用語の日常化について意見交換

- ◎ 前回委員会で、法廷用語が非常にわかりづらい、まず言葉の問題をクリアしないと裁判員制度もうまくいかないのではないかとの御指摘があった。そこで、法廷用語の日常語化についての日弁連の取組について、説明をしてもらいたい。
- 日弁連で法廷用語の日常用語化について研究が進められており、その中間報告がされているので、わかる範囲で説明したい。

弁護士会でも裁判傍聴を何回もやっているし、中学や高校へ行って説明をする機会が多いが、自分自身としては非常にわかりやすく話しているつもりでも、後で教師から難し過ぎると言われ、法曹三者では当然のように使っている言葉が案外理解されてないということに気づくことが多い。従って、今の法廷用語をもっとわかりやすい形にしないと、裁判員裁判の議論がかみ合わないままに進んでしまうおそれがある。そこで、日弁連では、裁判員制度実施本部を2004年8月に立ち上げ、その際に、法廷用語の日常化に関するプロジェクトチームを作り、2004年8月から毎月1回2時間程度の合を持って研究を続けている。メンバーは、外部学識委員として、アナウンサー、テレビ解説員、言語学者、法言語学者、社会心理学者及び刑事法学者が7名、弁護士委員が8名の合計15名である。

最初の作業は、中間報告書39ページから40ページまでの50の用語をリストアップし、回答者が聞いたことがあるかどうかという接触頻度を調べた。39ページの「黙秘権」と「正当防衛」とか「被告人」のようにかなり知られている用語と、40ページの一番下の「宥恕する」、上に向かって「付和随行」、「罪体」、「員面調書」、「甲号証」とあるが、「員面調書」までは1割の人も知らず、触れる機会の非常に少ない言語もある。

それで、まず、重要だがよく知られていない用語、目次の第2の10の用語、「①公訴

事実,②証拠,証拠の取り調べ,③証拠能力,④自白,自白の任意性,⑤合理的疑い,⑥ 刑の量定,⑦未必の故意(確定的殺意,未必の殺意,認識ある過失)」,⑧教唆する,⑨ 正当防衛,過剰防衛,⑩反抗を抑圧する」について検討し、言葉の言いかえだけで済むも のと、全く理解できないから言いかえをするというものに分析をした。例えば「合理的な 疑い」は「常識に照らして少しでも疑問があったら有罪にはできない」に言いかえる,

「未必の故意」は確定的な殺意と未必の殺意では罪の重さを決める場合に違ってくるので、死ぬなら死んでも構わないと思ってやったという場合と、殺そうというはっきりとした故意を持ってやる場合とに分けている。また、「反抗を抑圧する」は、「暴行や脅迫によって、肉体的、精神的に抵抗できない状態にすること」と言いかえて、よりわかりやすく説明する形になっている。「証拠能力」は、法廷で証拠として取り調べてよいという意味なので、証明力という信用性の問題と対比すると比較的わかりやすいのかなと思う。「刑の量定」はわかりやすいかなと思うが、量刑と量定の違いという点では、量刑というのは名詞で、量定というのは動詞的に「有罪の被告人に課す刑罰の種類と重さを決めること」というように、わかりやすくすればどうかという指摘がされている。

このチームでは、とりあえずこの中間報告書を出し、各地で実施している模擬裁判等で 試行的に使うなどして、それも踏まえて更によいものにしていくということを考えている。 今回の報告書は昨年10月までに検討した10の用語についてのもので、その後も様々な 用語について検討しており、最終的には50の用語全部について、更にそのほかの用語に ついても検討結果が出されると思う。

- ◎ 今の説明について、御質問、御意見を伺いたい。
- 「評議」で、裁判長の「この事実はどうなのかをやっぱりしっかりもっと見る。」というせりふがあった。中間報告書 1 1 ページの公訴事実について、論点①の 2 行目に、「事実という言葉は真実とは違うが、そう理解する人が多い。」とある。「評議」でも、いわゆるつじつまが合う、合わないとか、普通はそうはならないのではないかとか、私の自分の経験からはこうだとかという場面が出てきたが、人間は自分の経験に基づいて行動の 7 割を決めると言われている。しかし、とんでもない偶然が世の中には起こり得るので、大多数イコール真実だと理解していいのかと思う。一つの偶然というのもあり得るので、そのような偶然の真実は果たして救われるのかと思う。
- ◎ それは非常に難しい問題で、だれもその現場を再現できないし、立ち会った人もいないので、そこまで考えていくと裁判ができなくなるのではないか、合理的な疑いというと

ころで、考えていかざるを得ないと思う。そこまで事実で明らかにしないといけないとい うことになると、裁判の限界のような気がする。

- 裁判というのは、このケースにおいて与えられた証拠、証拠として使っていいものの中でしか考えることができず、それ以外の、ひゆ的に言うと天から降ってきたような偶然まで考慮に入れると、これは証拠ではない。被告人の主張と検察官の主張の双方を検討し、少なくともこの中ではこれが真実に近いのではないか、これに反するのもあり得るかもしれないけれども、少なくとも目の前にあるこの事件についてそろった証拠、弁護人が証拠として同意した部分、証拠能力という形で証拠に使っていいものの中ではこれが一番真実に近いのではということになる。従って、与えられたものを素直に常識で判断できる素養、能力があれば、裁判としては成り立ち得るのではないか、それぞれが立派な一社会人として生活されている方が裁判員として選ばれるわけなので、それを信じましょうというのが裁判員制度だと思う。職業的な法律家だけではわからなかった部分があるかもしれないし、裁判員の方々の意見を聞いて、「ああ、なるほど」ということがあれば、裁判員制度は発展していくのではないかと思う。
- ◎ 法律用語の日常語化ということは大事なことではありますので、今後の日弁連の活躍に期待したい。

4.4. 「裁判員制度のアンケート結果」について意見交換

◎ 最高裁が実施した裁判員制度についてのアンケート結果によると、裁判員制度はかなり認知されてきたが、やはりまだ「参加したくない」あるいは「余り参加したくない」という人が6割を超えて存在している。その参加したくないという理由の中で、今回一番目立つのは、「日程調整が大変である。」で、次に、「心理的に不安である。」となっている。従前、どちらかというと裁判をすることそれ自体に対する不安が大きな障害事由となっていたが、今回は日程調整が大変という非常に具体的な話として出てきている。これは、それだけ裁判員として参加するということが現実化してきた。それによって、具体的な阻害事由、障害事由が出てきたということではないかと思っている。

特にサラリーマンなどのアンケートの結果によると、要するに長い間仕事を代わりの者に任せることができないので参加しにくいといったような障害事由をあげる人が非常に多くなっているし、また主婦では、育児とか介護をしなければならない家族がいるので、それを解消しないとなかなか参加意識が高まらないといったようなことがあがってきている。

また、どの程度の日数なら参加可能かという質問には、審理期間が3日以内であれば回

答者の過半数は参加可能であるという回答を頂いているけれども, 5日, 6日さらにそれ を超えると参加が困難となっている。

また、裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備に関する要望としては、特にサラリーマンでは、経営者とか幹部の理解が必要というのが一番多い。次いで、裁判員制度について有給休暇化してもらいたい。裁判員となった場合に生ずる経済的な補償が欲しい。それから具体的な審理日程を決めるときに都合を聞いてほしいとう要望が非常に大きくなっている。また、先日の新聞に、トヨタ自動車では就業規則の中に公的な義務を果たす場合にそれを休暇として認めていて、その中に裁判員制度を含めるような記載があったが、参加しやすくするためにはどのような対策等が必要とお考えになるか伺いたい。

大企業は、まず問題ないと思う。少子化の問題でも休暇取得を推進しているのと同じで、ある程度制度化されて義務的なものになれば、それに対応する力は十分持っている。人数的な余裕も十分あると思う。

やはり問題になるのは少ないところ、数人で事業をやっているとか、一人のウエイトが ものすごく高いところだと思う。アンケート結果には非常に常識的な意見が反映されてい ると感じた。

- ◎ やはり零細企業の経営者や従業員の場合は、3日間でもなかなか難しいのだろうか。
- 零細企業の経営者や自分で取り仕切っている人は難しいと思う。
- ◎ そのような事情を、辞退事由として柔軟に認めていくのか、あるいは、そのような個人的な事情がもっと早くわかると、事件の審理日数を考慮して裁判員候補者として呼び出すということも可能ではないかと思う。
- 大企業の従業員であれば、3日間であれば3日連続で実施してほしいという意見が強いと思うし、零細企業で自分が非常に重要な立場にある人の場合は、1週間に1回ずつとか、連続ではなく間をあけてほしいという意見も出てくるのではないかと思う。
- ◎ 連続開廷だとどれぐらいが限度だろうか。
- 公認会計士の半分は監査法人勤務だし、出張とかがあって、月1回の役員会でさえ夕 方に開催してもなかなか集まらない状況にある。
- ◎ 大企業だと有給休暇をとることができるだろうが、実際には所属部署の上司の理解がないと休暇をとりにくいということもあるのではないかと思う。
- 制度が定着してくれば大丈夫だと思う。しかし、理解はあっても、中小、零細企業など従業員の数が少なくなるほど難しいだろう。

◎ そうすると、そういう人たちが裁判員制度から実質上排除されてしまうことになって しまう。解決策はないだろうか。

来月、兵庫県経営者協会の会合に裁判所から裁判員制度の説明に行かせていただくこと になっているが、裁判員制度についての会員の方々はどの程度理解されているのだろうか。

- 聞いたことがないのでよく分からないが、理解してもらう必要があるので、説明をお 願いした次第である。
- ◎ 経済的補償をという意見も多く、日当をどれぐらい支給したら黙って裁判所に出てきてもらえるかという点については、どうか。
- 日当が出るのであれば、休暇は認めるけど有給になるかどうかわからないと思う。
- 託児所料とかも出るのか。
- ◎ 託児所とか、介護施設を短期に利用した場合、その費用を負担してほしいということになるだろうが、今のところ全く決まっていない。日当が出ることは確実だし、兵庫県の場合は遠方から来てもらうこともあり、宿泊費用も出ると思う。

しかし、中小企業や零細企業で、個人の果たす役割が大きいと言われてしまうと、それ を解消する方法はないような気がする。

- 例えばクリーニング屋さんで一人でやっている場合は、3日間どうするんだということになる。
- 裁判所に出頭しなければならない日が、少なくとも1か月以上前にわかっていれば、 ある程度融通がきくと思うが、急に来週からとか言われてもそれは無理だと思う。
- ◎ このアンケートでも、5日間の予定を入れる場合は1月半ぐらい前から調整を始めるということになっている。従って、第1回期日までの間にしかるべきゆとりを持って呼び出さないと駄目だと思う。候補者の皆さんが都合悪いということになってしまうと成り立たないので、例えば、ひと月、ふた月ぐらい前に言えば、10日でも大丈夫だろうか。
- それは、会社側がどれだけ融通をきかせてくれるか、あるいはどれだけ義務だという 認識を持つかによると思う。選ばれた以上は出なければいけないという認識を会社側が持ってたら、可能かと思う。
- ◎ 病気やけがで、1週間、10日入院したというふうに思ってもらえれば、一番有り難いということではあるが、連続するよりは1週間に1回ぐらいの方がいいという議論もあり、そうすると結構長引くし、またその間記憶が薄れてくる。何度も記録を読み返すというようなことは考えられないので、その辺のところが問題となると思う。

- 大体の人は、1週間ぶっ続けと言われると、かなりしんどいのではないか。何か片づけるとか、打合せするとかいう時間が、どうしても出てくるのではないかなという感じがする。
- 最低でも1か月以上前に具体的な日程を提示してもらわないと正直いって難しい。かかわる以上は3日間連続でやってしまった方がいいのではないかと思う。仕事に戻ると、そちらの方に頭の回路が切り替わるので、当然忘れていくだろうし、それを振り返る、記憶を取り戻す時間が必要になるのではないかと思う。それなら、もうできるだけ短い日程で、集中していった方がいいのではないか。ただ、1週間と言われると、なかなか休めないかもしれない。
- ◎ 3日間連続してやって、1日空けて仕事の段取りをしていただいて、また3日というのはどうか。
- 年1回の候補者に選ばれたという通知の際に、アンケートをとって、これから先1年間の中で都合の悪い月とか曜日などを把握してもらえればと思う。どうしても都合の悪い日に当たってしまうと、何らかの理由をつけて辞退する方向ばかりに行ってしまうのではないか。
- いろいろな事情を持った人がいるので、ある程度決めてかからないと厳しいのではないか。
- ◎ そこの兼ね合いをどのようにバランスをとるかということだろうと思う。本当に都合が悪い人、駄目な人は辞退してもらうけれども、そうでない人たちに参加していただく方策がないかということだと思う。
- 大学教員というのは個人商店と全く同じで、前期、後期に15回講義をすることになっていて、抜けると補講をしなければならず、週に3、4回の講義を持ってると、月、火、水、木ととられたら、大変な目に遭う。また、高校、中学や小学校の教員も同じで、一律に何かの措置を考えた方がいいのではないか。
- ◎ 裁判員として参加することはなかなか難しいという話ばかりになってしまうが、裁判 所としても、いろんな企業の方などに対する御理解を深めるような活動や介護施設等が使 えるような方策について働きかけをしていく必要があると考えている。

4.5. 次回期日及び議題

◎ 今後の地裁委員会の在り方も含め、次回のテーマ及び日時についての御意見を伺いたい。

- 前回委員会でも発言したが、今後のテーマについてアンケート等を実施してもらい、 その中の多かったものについて協議すればどうか。
- ◎ 裁判所としては、司法制度改革によって裁判所に導入された新しい制度についても説明等を行いたいと考えている。例えば、今年の4月からは労働審判制度、また、昨年の7月からは、いわゆる医療観察法に基づいて、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした者に対して医療措置を講ずるための制度も始まっている。それらの手続がどのように運営されているのかについて、裁判所から御説明をさせていただき、問題点等について御意見を伺いたい。

それと、委員の方々にアンケート調査をし、出していただいた意見の中からテーマを選びたいと思う。

(意見なし)

次回期日については、10月31日(火)でよろしいか。

(了承)

4.6. 「活発な裁判所委員会」アンケートへの回答

- ◎ お手元に活発な裁判所委員会からの調査書面を配付しているが、これは地裁委員会活動と直接に関係はなく、地裁、家裁委員会に提言する市民の会と、司法改革大阪各界懇談会というところからの依頼である。また、この依頼は各地の地裁委員会あてにも送付されているようである。調査内容、調査主体、それから調査内容の公共性とか調査目的の公益性などを勘案して、回答の要否について、皆さんの御意見をお伺いして決めたいと考えている。調査主体がもう一つよく理解できておらず、また、地裁委員会によっては回答しているところもあり、回答してないところもあるというのが実情のように聞いている。どのような目的で使われるのかよくわからなしが、企業などではこのようなアンケートについてどのように対処されているのか伺いたい。
- 依頼元がよくわからないところには答えない。また目的がよくわからないというのは 避けた方がよいと思う。
- ◎ ではこれは一応このままにしておいて、調査主体の活動状況がよくわかった段階で回答の可否を決めるということで、このまま回答しないでおくということにしたい。

(意見なし)

以上